

【資料報告】

日本学をめぐる「對獨文化工作」の動向

——「全獨日本人文化事業關係者會議ニ關スル報告書」

(1936年) について——

恒 木 健太郎

※ 本稿は、JSPS 科学研究費補助金基盤研究 (C) 「戦時・占領期日本における経済学者の社会的活動——『荒木光太郎文書』の分析より」(15K03389、研究代表者：牧野邦昭) の研究成果の一部である。

はじめに

名古屋大学大学院経済学研究科附属国際経済政策センター情報資料室所蔵の「荒木光太郎文書(以下、荒木文書と略す)」には、当時として機密文書の扱いを受けたものが数多くあるが、その中には日独交流にかかわる文書も存在している。

荒木光太郎(1894-1951)は戦前の東京帝国大学の農学部と経済学部で教授を務めた経済学者であるが、この文書の発見に伴う資料整理と調査の進行により、特に戦時期から戦後にかけての政官学に股をかける活躍ぶりが明らかになってきている(牧野[2014])。その中でも見逃せないのが、ナチス期の日独文化交流への力の入れようである。1938年から翌39年にかけて日独交換教授に選ばれており、またベルリン日本研究所代表を務めた。39年3月にはすでにドイツに併合されていたオーストリアのキッツビュールにおいて物理学者の朝永振一郎なども参加した第1回日独学徒大会を在独日本大使館員らと協力して実行しており、同年4月にはヒトラー総統50歳祝賀観兵式なら

びに茶会に駐独大使らとともに参加している。日本に帰国後は財団法人日独文化協会の理事を務め、1940年4月に外務省と文部省の後援で河口湖畔において開催された日独学徒大会の指導者ともなっている。さらにはナチスドイツの準公式書籍の翻訳・刊行にも尽力した。1941年にはドイツ学士院会員賞を授与されている(牧野 [2014] 13-14)。

以上のことから、荒木がナチス期の日独文化交流において大きな役割を果たしていることが伺えるであろう。その活動内容は外務省・文部省との関わりも深いものがある。そこで注意を促したいのは、これらの活動が当時の国策と無関係の〈ピュアな〉文化交流だったのか、ということである。〈文化交流〉という言葉は、一般的には異文化間の相互理解を深めるための諸活動を指すとされるが、その際「相互理解」の動機は、ただ〈相手方の文化を理解したい〉という欲求のみならず〈自分たちの文化を理解してもらいたい〉という欲求にも基づいている。後者の動機についていえば、これが「文化」の輸出とセットである場合もあり、政治的・経済的外交活動に従属していることもしばしばである。とりわけ、荒木の関わったナチス期ドイツとの交流は、同時期に行われている政治的・経済的外交活動と切り離せないと考えるのが至当であろう。

そうしたことに鑑みると興味深いのが、この荒木文書に所蔵されている「全獨日本人文化事業関係者會議ニ關スル報告書」(荒木 710/41-76)である。この文書は荒木が日独交換教授に選ばれる以前のものであるが、荒木文書に所蔵されている1936年6月17日付の在独帝国大使館の森島守人より在フランクフルト北山淳友宛ての手紙(荒木 710/01)を確認すると、これが機密文書扱いを受けていることがわかる。そして、この文書には同年5月26日付の在独全権大使子爵武者小路公共より外務大臣有田八郎宛ての手紙も保存されているが(荒木 710/40)、それを確認すると「五月十二日、十三日ニ亘リ當館ニ於テ全獨日本人文化事業関係者會議ヲ開催シ對獨文化工作ニ關スル諸種ノ問題ヲ討議シタル」とあり、この文書はその議事録であると思われる。これまた、外務大臣宛には同じく機密文書扱いで送付されているのである。そして、この文書の中身に踏み入ってみれば、そこではドイツの大学内での「日本學」Japanologieのあり方が議論されている。つまり、この文書が意味する

のは、同年5月12-13日にかけてドイツの日本大使館において行われた「全獨日本人文化事業關係者會議」では、ドイツ国内での「日本學」の扱いをめぐる「對獨文化工作」が議論されている、ということである。

もちろん、ここでいう「對獨文化工作」が日本の外交戦略に従属するものとして行われた、と即断することは避けねばならない。その会議での議論には、「日本學」の内容についていかなるものが望ましいのか、ということをめぐる真摯な議論も展開されている。しかし、それが日本大使館内で行われているだけでなく機密文書扱いにせざるを得なかった時点で、その内容に強い政治性があることを疑わないわけにはいくまい。以上のことに鑑み、本稿ではこの「全獨日本人文化事業關係者會議ニ關スル報告書」における「對獨文化工作」の中身について報告することにしたい。それを通じて、戦時期日本の「日本學」ないしは日本文化理解をめぐる対外政策の一端が明らかになればと思う。

なお、この文書には以下の目次が付されている(710/41-42)。本報告もまたこの目次に沿ってその内容を示すようにしたい。

- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| 一、獨逸日本學關係者會議 | 六、獨逸大學内ニ於ケル日本講座ノ配置並充實 |
| 二、獨逸大學内日本關係講座ノ沿革 | 七、日本學會ノ改善 |
| (イ)「フランクフルト」大學 | 八、對獨日本文化事業ノ統制機關 |
| (ロ) 伯林大學並同大學附属東洋語學部 | 九、交換學生詮衡ニ關スル件 |
| (ハ)「ライプツィヒ」大學 | 一〇、本邦諸學校ニ於ケル獨逸人教師ノ採用方針ニ關スル件 |
| (ニ)「ハンブルク」大學 | 一一、對獨文化事業ト日本國內諸機關聯絡整備ニ關スル件 |
| (ホ)「ボン」大學 | 一二、日獨日本學者ノ全體會議開催ノ件 |
| 三、日本關係講座ノ現状並學生ノ傾向 | 一三、其他ノ希望事項 |
| 四、日本人講師ノ待遇並擔任時間數 | |
| 五、所謂「日本學」ノ意義及範圍 | |

1. 「獨逸日本學關係者會議」の背景

まず、この文書ではこの「獨逸日本學關係者會議」の開催された背景が記されている(710/43-45)。それによると、ドイツ国内での「我方ノ文化工作」には、日本学会発刊機関誌『日本』への補助金、ドイツ国内の諸大学における「日本關係講座」の維持、ドイツ国内における講演などがあるという。しかし、これらは「何レモ時々ノ思付」であり「統制的機關ヲ欠キタル」うえに「日獨相互的聯絡不十分」なため「組織的且統一の計画ノ下ニ綜合的活動ヲ為スコトヲ得ス」、「對獨日本文化工作全般ニ亘リ再検討」し「一大刷新ヲ爲ス必要ヲ痛感」したという。最近の「日獨親善關係ノ増進」はドイツ国内での「日本研究熱」が「日ヲ逐フテ旺盛ナル」ことをもたらしており、「可及的速ニ對獨文化工作上綜合的且永續の根本方針並計画ヲ樹立スル緊要ナル」という判断に達した。以上の理由から開催された、ドイツの日本大使館としては初めての計画となるこの会議での参加者の議論には、「極メテ熱心」で「成績大ニ見ルベキモノアリ」だったため、「對獨文化事業ニ對スル當館将来ノ方針ニ對シ貴重ナル資料ヲ得ル」ことができたという。そこで、この報告書をもとに「将来ニ於ケル計画並新経費ノ要求ニ關シテハ別途本省ノ御詮議ヲ求ムルコトトセリ」と述べている。つまり、この会議は、これからの日本の「對獨文化工作」の計画を作りそれに基づく予算請求を外務省の本省に諮ってもらうためのスプリングボード作りの機会であったといえよう。

さて、先ほど登場した北山淳友であるが、彼宛にはこの外務大臣宛に送付された文書とは別便でこの文書のコピーが送られていると思われる。とすればなぜこの北山という人物に外務省の機密文書ともいべきものが送られたのか、という疑問がわくが、それは北山が他ならぬこの会議の参加者だからである。「甲號『獨乙各大學日本學日本學講師會合』出席者」(710/46)という書類を確認すると、そのリストは以下のとおりである。

武者小路大使、井上参事官、森島書記官、古内官補(以上、大使館)、
江戸総領事(在漢堡〔ハンブルク〕領事館)、孫田秀治博士(日本學會)、
大賀小四郎(ライブツィヒ大)、若山淳四郎(ボン大)、北山淳友(フラン

クフルト大)、村田豊文(伯林〔ベルリン〕大)、杉本勇藏(漢堡大)、
西彦太郎(京都独逸文化研究所、傍聴のみ)

一見してわかるとおり、基本的には外交官と日本人学者との共同会議である。ここには文部省の影が薄いことが判明する。これだけ見ても、そもそもの「対獨文化工作」が外務省主導であったことは明らかだろう。

そうした印象は、「乙號『武者小路大使挨拶』」(710/47-52)についての報告でも強められる。この挨拶は會議第1日目の5月12日に行われたものであるが、その内容は今日的にみても極めて興味深い。まず、武者小路公共大使は同年1月22日帝國議會での広田弘毅外務大臣の以下の答弁を取り上げ、これが対外文化事業の指針・基調となることを強調している。

帝國ハ固有ノ文化ニ加フルニ夙ニ歐米各國ノ文化ヲ輸入シテ之ヲ消化シ現在ノ地位ヲ完成シ来ツタノデアリマスカ今日トナリマシテハ更ニ進テ我カ文化ヲ他國ニ紹介シテ東西文化ノ融合ヲ期シ以テ各國ノ理解ヲ進メルト同時ニ世界ノ文化ニ貢献シ人類ノ幸福ト平和トニ資セネハナラヌト考ヘルノデアリマス (710/48)

広田はこの答弁で、日本固有の文化の保持と欧米各国の文化の輸入・消化を経て完成された現在の日本文化を各国に紹介することで、東西文化の融合を狙いとして各国の相互理解を深め世界の文化と人類の平和に貢献すべきだと説いた。武者小路はこの趣旨に賛同しつつ、日本が対外文化事業に力を注げなかったことを指摘し、その理由を短期間による強国化に求めている。

我國ハ明治維新以來数十年ノ短期間内ニ今日ノ地歩ヲ確立シマシタ關係上内外極メテ多事ニシテ政府トシテモ最近ニ至ル迄此方面ニ渾身ノ力ヲ用フルコトノ出来マセンテシタコトハ一面ニ於テ當時ノ国情如何トモ致シ兼ネタ所デアリマス共ニ他面遺憾ニ堪ヘナイ (710/49)

しかし、国際文化事業費についてはその必要性が認められて20万円(1934

年度) から 100 万円 (1935 年度、1936 年度) へと増額されており、これに加えて民間の出資と助力もあって財団法人国際文化振興会が設立されている。とはいえ、諸外国と比べると不十分である。また、海外の大学での「日本関係講座」の設置を念頭におくと、その内容が「学術、美術、文学、映画、演劇等其ノ内容ノ極メテ多岐複雑ナル」ことから、不十分と判断せざるを得ない。

また、ドイツ国内での日本の文化事業は散漫で、個別対応にとどまっている。「其ノ時々ノ思付キニ依ツテ設置セラレタモノノミ」であり「目標及ヒ方針ヲ缺イテ居ル」うえに「統一並組織ヲ缺イテ居ル」し「関係機関相互ノ連絡ヲ缺如シテ居ル」。「富國」(ドイツ)が中央集権的方针のもと宣伝省による統一的活動が行われているのは対照的である。これに鑑みれば、「一大刷新」は急務である。だが、「固ヨリ事豫算ニ関係スルト共ニ内外空前ノ重大時期ニ直面スル我國ノ現状ニ於テハ多方面ニ莫大ナル支出ヲ要スル」ため、「直ニ各位ノ御希望ヲ実現ニ移シ得ルヤ否ヤハ疑問」であるが、「出来得ル限り希望ノ達成ニ努メ」、「最善ノ努力ヲ拂ヒ度イ所存」である。つまり、善処はするが、予算と時局状況の関係で希望が叶うかどうかはわからない。以上のように挨拶を述べた武者小路は、座長に孫田秀治(国際文化振興会代表、日本学会日本側理事)を指名し、この会議を始めていくのである。

なお、「丙號『全獨日本人文化事業関係者會議ニ於ケル報告事項』」(710/53)には、その事項に以下のものが記されている。

- 一、日本講座ノ歴史、最近ノ盛衰、現在学生数
- 二、教授方針及狀況、
- 三、獨乙側ノ連絡狀況
- 四、將來ニ對スル希望

続いて、「丁號『全獨日本人文化事業関係者會議 議題要目』」(710/54-55)には以下のような議題が記されている。

- | | |
|----------------------------|---|
| 第一、對獨日本文化工作ノ根本方針ニ關スル件 | 第三、外部機關トノ聯絡提携ニ關スル件 |
| 一、既往ニ於ケル事業ノ報告及ヒ再検討 | 一、日獨協會トノ聯絡 |
| 二、所謂「日本學」ノ意義及範圍 | 二、交換學生事務所トノ聯絡 |
| 第二、文化工作ニ必要ナル機關、施設並ニ方策ニ關スル件 | 第四、對獨文化事案ト日本國內諸機關トノ聯絡整備ニ關スル件 |
| 一、統制機關 | 一、日本學會ト日本外務省、文部省、國際文化振興會、日獨文化協會、京都獨乙文化研究所トノ關係 |
| 二、事業機關及ヒ施設 | 二、獨乙人教師ノ詮衡ニ付大使館及日本學會ト日本文部省トノ關係 |
| (1) 日本學會 | 第五、日獨日本學者全體會議開催ノ件 |
| (a)地位 (b)組織 (c)事業 | |
| (2) 日本學講座 | |
| (a)講座ノ配置 (b)内容ノ統制 | |
| (c)講師ノ待遇 | |
| (d)獨乙側日本學者トノ關係調整 | |
| (3) 其他必要ナル方策 | |

實際の會議も、この報告事項と議題要目に沿った形で進められている。では、引き続き「全獨日本人文化事業關係者會議ニ關スル報告書」に従いその内容を確認してみることにしよう。

2. ドイツの大学内での日本関係講座の沿革

ここでは、フランクフルト、ベルリン、ライプツィヒ、ハンブルク、ボン
の5大学で日本関係講座がどのように設置され運営されてきたかが報告されている(710/56-59)。

(1) フランクフルト大学

フランクフルト大学の日本関係講座の講師は北山淳友。冒頭で登場した、この機密文書たる報告書を大使館より受け取ったと思われる人物である。彼

は 1931 年「ハイテル」教授の個人的推薦で北山が「日本語並日本文化史講義」を担当し、現在に至る。フランクフルト大学では「日本學ノ研究盛ナラス又大學トシテ別段日本學講座設置ノ必要ヲ認ムルノ程度ニ至ラサリシ」という。中国に関しては 20 年前から「支那研究所」が存在し「支那學」が盛んなのとは対照的である。また、同大学は「左傾ノ中心地」とされ、ナチス政権成立後「左傾的分子ノ駆逐」が行われ、存廃も含めて「改革ノ計画」もあるという。したがって「大学ノ内容低下」し、「日本學」の所属する哲学部が勢力を失うことになった。「日本講座ハ學位試験ノ一単位トナラス」、必要に応じて許可を受け、北山が教授と同席で審査する形を取っていた。これは、日本講座において北山以外にドイツ人教授がおらず、北山も教授ではないための結果とされる。

(2) ベルリン大学ならびに「同大学附属東洋語學部」

ベルリン大学の日本関係講座の講師は村田豊文。1934 年 11 月より日本語を担当している。同大学では 1935 年から「日本學部」が設置されており、「學位試験ノ一単位ヲ構成ス」。講座を担当するドイツ人教授は 2 人おり、「シヤールシュミット」、「ラーミング」である。この「日本學部」の属する「東洋語学部」はドイツ初の「支那學」の研究を目的とするものであったが、その後には範囲の拡張があり「世界ノ各方面ニ亘ル多数ノ語学部ヲ有シ居レリ」とされる。

(3) ライプツィヒ大学

ライプツィヒ大学の日本関係講座の講師は大賀小四郎。同大学では 1933 年大阪毎日日本山社長の寄付金により「日本講座」を新設された。「Japanisches Institut (Motoyama Institut)」名義で「大學ノ一部トシテ學位試験ノ一単位ヲ構成」しており、「ユーパーシヤール」教授が講座を担当。大賀は 1935 年から交換学生兼助手として日本語を担当している。

(4) ハンブルク大学

ハンブルク大学の日本関係講座の講師は杉本勇蔵。同大学の前身は 1909

年に設立された「コロニヤル、インスチテュト」である。そこにおいて日本研究は「オストアジアテイシエス、ゼミナール」のもとで「支那学」と並存していたが、1915年に独立の講座となった。担当教授は1915年から35年まで「フローレンス」、1936年からは「グンデルト」である。本講座は「學位試験ノ一単位ヲ構成」している。日本人講師への囑託は1927年より始まっており、杉本は1932年から講師になっている。

(5) ボン大学

ボン大学の日本関係講座の講師は若山淳四郎。1930年に「オリエンターリツシエス、ゼミナール」の下に「日本學部」が設置され、「カーレ」教授が講座を担当し「學位試験ノ一単位ヲ構成」することとなった。ここでの日本語担当講師は「松本、湯淺両氏」担当の後、「松本名誉教授」として再度来任した。現在は松本の帰国後を受けた若山が担当している（このうち、「湯淺」が誰かは報告内で不明であるが、「松本」については後に出てくる松本徳明のことである）。

3. 「日本學」の現状と学生の傾向との乖離

この報告でひときわ目をひくのは、ドイツの日本学者に対する嘆きである。「日本關係講座ノ現状並學生ノ傾向」(710/60-62)の項目をみると、以下のような記述が見られる。ドイツの日本学者たちは日本研究を「古典、言語學等ヲ中心トシ狹義ニ解釋スル傾向」があるため、研究・教授の内容も古今集、万葉集等を中心としがちである（ライプツィヒの「ユーバーシャール」のように、憲法史・社会史・国法学を専門にしている例外はあるが）。しかし、受講している学生は「現代日本ニ多大ノ興味」があるか、あるいは「將來通商經濟政治等ノ方面ニ於テ活動スルノ基礎」のため日本語や日本研究を希望している者が多い。実際、ここに付されている表をみると、各大学の講座や語学への受講者は10名から20名程度だが、仏教史や現代日本をも北山が講じているフランクフルト大学においては一般講演を行って35名程度を集めていたというのである。

こうした乖離についての認識は、ドイツにおける「日本學」Japanologieの意義や範囲に対する不満へとつながっている(710/65-67)。ドイツにおいて「日本學」は「古文學並言語學ヲ中心トセル極メテ狹義ノ學問ノ範圍ヲ脱セス」という状態なのだが、それはハンブルクの「フローレンツ」やベルリンの「シヤールシユミット」のような「日本學」創設当時の「少數學者ノ見解ニ支配」されており「其傾向」が残存しているという。しかし、「今日獨乙學界全般」において「現代日本ニ對スル研究熱強ク」、日本古文学は「特殊」である。したがって、「關係大學ニ於ケル日本講座ニ於テモ「日本學」ヲ廣義ニ解釋シ政治、法律、經濟ニ資スルモノト解釋スルヲ要スヘク之ニ伴ヒ教授ノ人選等ニ付テモ新ニ考察ヲ必要トスルノ事態ニ到達」している。だが、「今日在職中ノ獨人教授ヲ退職セシムルモ直チニ前記ノ實際的必要ニ合致スヘキ適任者ヲ得ルコト至難」のため、「右ノ缺陷ハ日本人講師ヲ以テ之ヲ補フコトトスルノ外ナク」というのが現状であった。その解決策は、以下のとおりに示されている。

- ① 「主義上ノ問題トシテ獨乙ノ反省ヲ促スコトトシ現在ノ教授在職中ハ之カ更迭等積極的措置ヲ差控フルコト」
- ② 「日本人講師ニ於テ現代ノ必要ニ應スル様極力獨乙人教授ヲ誘導スルコト」
- ③ 「教授ニ當リテハ現代語ニ主眼點ヲ置クコト」
- ④ 「日本人教授ニハ日本ニ於テ研究ヲ完成シ獨語ニ通スル者ヲ選擇シ日本語ノ為ニハ別ニ日本人講師ヲ配置スルコト必要ナリ」「然レトモ右日本人教授ノ人選ハ事実上至難ナルヲ以テ時々優秀ナル日本人學者ノ巡回講演ヲ行フコト」

以上の観点から、ドイツの大学内で日本講座の配置や充実についての提案がなされる(710/67-70)。「各教授ノ専攻ノ學問乃至個人的趣味ニ左右セラレ居ル」ドイツの日本講座を「各大学ノ歴史伝統」や「所在地ノ地理的事情」を考慮して、内容の重複を回避しつつ各地ごとの特色を持たせる形で再編する。その計画をもとに、ナチス政権成立に考慮し「伯林大學内講座ヲ充實」

させること、ならびに「ミュンヘン」大学に日本講座を新たに設置することを含めて、次のような具体的構想が出された。

- ・ ボン：仏教学 Japanische Religion und Philosophie（「カレー」教授および松本徳明氏との関係）
- ・ ハンブルク：通商経済 Praktische Wirtschaft（商工地であることを考慮）
- ・ ライプツィヒ：一般国法学・一般社会学 Sozial-Wissenschaft（「ユーパーシャル」教授に考慮）
- ・ フランクフルト：一般文化史 Kulturgeschichte（北山淳友氏のこれまでの講義内容を勘案）
- ・ ベルリン・ミュンヘン：「日本精神」紹介 Japanische Weltanschauung und Kulturgeschichte
- ・ 各大学の日本語講座は持続
- ・ 機会あるごとに日本人の巡回講演を行う（補充人員の困難を回避するため）

これに合わせて、日本学会の改善も提案されている（710/70-71）。日本学会の本来の任務は「日本關係文化事業ノ中心機關」ならびに「日獨兩國學界連絡ノ機關」たることであるが、「業績振ハス」「社交團體タル日獨協會ノ為學會本来ノ職務範圍ヲ蠹食セラレ居ルノ傾アリ」との低評価を下さざる得ない。折しも、前会長「ゾルフ」博士が逝去し、後任を日独協会会長である「ペンケー大將」が務めることになった今、日本学会の刷新を考えるチャンスである。まず、「日本人主事」をドイツ大学の Gastprofessor（客員教授）に任命し、ドイツ国内諸大学で巡回講義させる。そして、日本学会の常務処理は新たに設ける「第二日本人主事」に任せることにする。それとともに、雑誌『日本』の根本的改善を、廃止もふくめて検討する。

このように、これらの計画提案はドイツで受容されている「日本學」の範囲をドイツ国内の大学の講座・教員配置・学会組織の再編を通じて拡張する狙いが隠されていた。ある意味ではドイツの「日本學」講義に対する介入であり、その行為が慎重を要することは当然であった。これらの事実は、ある

学問分野の範囲が必ずしも学問的理由だけで定まるとは限らないことを示している。学問分野の範囲は、政治的な思惑によっても変更されうるのである。

4. 対独日本文化事業の担い手たちとその管理

さて、「対獨文化工作」について「統制的機關」の欠落が問題視されていることはすでに触れたが、その欠落がもたらしたものは、対独日本文化事業の担い手たちの採用面や待遇面などの問題であった。

まず、現今採用されている日本人講師の待遇についてだが（710/63-65）、ドイツ側からの支給額はベルリン大学の290マルクを除いて50～150マルクと「極メテ少額」であり、「講師トシテノ體面ヲ維持スルニ足ラサルハ勿論生活費ニモ不十分」なため、「獨人教授ニ對スル發言權モ自然大ナルヲ得ス」、「日本文化振興ノ上ニ及ホス直接間接ノ影響モ亦少シトセス」と認識されていた。しかし、それを補うはずの日本からの支給額は「統一アル全般的考慮ニ出テタルモノニ非ス」、「獨乙大學側又ハ講師本人ヨリノ願出ニ應シ時々決定セラレタルモノニ過キス」という状態であった。ゆえに、「對獨文化事業ノ刷新振興」のためには「待遇問題ヲ解決スルノ要アリ」であった。ただ、元々はドイツ国内の講師の待遇問題であり、建前は「獨乙側ニ全般的考慮ヲ求ムベキ」ものであるが、ドイツの「現在ノ財政状態」に鑑みると「支出ヲ獨側ノミニ求ムルハ恐ラク不可能」だと推測された。したがって、「我方ニ於テモ講師ニ對スル支給額ヲ増加」させ「従前支給セサルモノニ對シテハ均衡上ヨリスルモノ新ニ相當學ヲ支給スルヲ要ス」と判断された（典型例が、ライプツィヒの古賀である。彼への支給額は140マルクにすぎず、しかも日本側からの支給がなかった）。

また、交換留学生の選考に関しても、その不統一の是正が問題となった（710/72-73）。京都大学-ライプツィヒ大学間にはすでに「住友男爵ノ豫金ニ依ル」交換留学制度が存在していた。しかし、これについては以下のような批判的意見が上がった。「優秀ナル學生ヲ獨乙ニ派遣スルノ趣旨ヨリセハ之カ人選ヲ單ニ京都大學ニ限定スルコトナク日獨兩國交換學生ノ全般的制度ノ中ニ一括包含セシメ全國ニ亘リ優秀ナ學生ヲ選抜スルコト妥当ナリ」。また、

ドイツから日本に派遣される学生選考がドイツ側でしか行われず、日本では選考がないという点も問題視された。そこで「將來右人選ニ當リテハ決定權ハ之ヲ全然獨側ニ委スヘキハ勿論義ナルモ日本側ニ於テモ之ヲ詮衡ニ與ルノ途ヲ開クコト妥當ナルヘシ」と判断され、「將來獨乙人交換學生ノ詮衡ニ際シ獨乙側當該機關ヲシテ日本大使館並日本學會ニ協議セシムルヲ適當トスヘシ」との提言が盛り込まれている。

これに関連して日本の諸学校におけるドイツ人教師の採用方針についても、その不統一の是正が提案されている(710/74)。従来のドイツ語講師は「個人的又ハ偶然的緣故關係ニ依リテ採用」されているため、「學識人格ニ於テ不適當ナル者アリタルコト其ノ例ニ乏シカラス」という有様であった。今後は「優先的ニ獨乙國內諸大學ノ日本研究室出身中ヨリ採用」する。なぜなら「平素日本人講師ト接觸上ヨリ其人物ヲ鑑識シ得ル」からである。そして、「日本研究者ニ就職ノ途」を拓くことで「獨乙ニ於ケル日本研究熱助長ニ資スル」と判断された。そして、この採用は文部省の統括下で行い、「獨乙大學内日本研究者ニ優先的地位ヲ與フルコト」ならびに「大使館並日本學會ノ保證ヲ求ムルコト」を条件とすることを提案している。

そして、こうした改革を行うにあたり欠落していた「統制的機關」の設立が求められている(710/71-72)。その問題意識が改めて以下のように強調されている。

現在実施中ノ日本文化事業ハ日獨兩國側共ニ綜合的計畫ニ基クコトナク各個別的ニ創始セラレタルモノナル為縦ノ關係ニ於テ統制的機關ヲ缺如スルト共ニ横ノ關係ニ於テモ相互間ノ連絡ヲ缺ク結果有機的組織ヲ缺如シ居ル點ニ一大缺陷ヲ有ス(710/71)

したがって、「統一機關ヲ制定シ且各機關相互ノ連絡ヲ密ニシ綜合的活動ヲ為サシムルコト緊要ナリ」という判断のもと、「本邦諸学校ニ於ケル獨人教師ノ採用、交換學生ニ關シテモ統制ヲ計ルノ必要アル」という観点も入れて、以下のような統制機關の編成を提言している。

- ① 「在獨大使館ヲ統制機關トスルコト」
- ② 「日本學會ヲ大使館ノ下ニ於ケル執行並諮問機關トスルコト」
- ③ 「日本文部省ノ關係ヲ考慮シ出来得ヘクンハ大使館内ニ文化補佐官ヲ儲ケ文部省關係者ヲコレニ任命スルコト」(さしあたり日本学会日本人主事を「文部省囑託」とし任務に当たらせる)

そして同時に対独文化事業についても日本国内諸機関との連携についても言及されており(710/74-75)、ここでは「獨乙國內機關統一ト呼応シ日本内ノ諸機關ノ根本的統一ヲ確立スルコト」が求められている。具体的には、外務省、文部省、国際文化振興会、日独文化協会、京都ドイツ文化研究所の連携強化が要請されている。そして、以上の諸項目の整備ができしだい、「日獨日本學者ノ全體會議」の開催が適当だとされた(710/75)。

おわりに

報告書の末尾にある「其ノ他ノ希望事項」(710/75-76)を見ると、「文語並口語ニ依ル外人用日本文法ノ編纂」、「獨乙内諸大學ニ於ケル日本研究資料(殊ニ日本人講師用ノ為)ノ蒐集」、「極東關係時事問題ニ關スル資料等教材ノ配給」、「古今日本代表的文献ノ組織的翻譯編纂」、「獨乙諸大學ニ對スル活動『フィルム』ノ配附利用」といったものが並んでいる。こうした研究・講義上の資料の不足の訴えの背後に、資金不足と組織上の不統一があったことは否定できまい。

この報告から明らかになるのは、ドイツにおける日本関係講座の設立が「日獨兩國側共ニ綜合的計畫ニ基クコトナク各個別的ニ創始セラレタルモノ」だったことである。いわゆる「日本學」のドイツにおける普及に貢献したのは、決して帝国日本の官の力ではなかった。しかし、そこで広まっている「日本學」とは、古文学と言語学の世界のみに限定されたものであった。さらに、ドイツ側の大学ないし講座の新設、教授の個人的推薦、さらには民間による寄附講座などにより成立してきたものであった。また、交換留学や日本におけるドイツ人教師の採用も統一基準はなかった。

この報告書の理解によれば、それは日本が明治維新から極めて短期間に帝国主義列強の一員となり遂げたからだという。列強になるために行うべきことが多すぎて「文化工作」が後回しになった結果でやむを得ない。しかし、今後はナチス政権のように中央集権的な統一機関のもとで「文化工作」を計画的に行うべきである。そして、その計画に対する資金的援助の強化を要請する。そうして計画が実行されれば、文学や言語に偏っていた「日本學」の教育内容を、ニーズの高い現代日本や社会科学領域等にまで拡張することができる。これが「全獨日本人文化事業關係者會議ニ關スル報告書」の主張である。こうした議論は文化交流政策における縦割行政の弊害や官民協力のあり方について横断的・統一的な方策の必要を唱えている点で、今日なおも根強い行政改革論と一脈通じるものがあると言えるかもしれない。

しかし、この政策には少なくとも二つの点で困難と問題を伴うものだったと言わざるを得ない。第1に、この計画はドイツにおける「日本學」講座の改変を伴うものであった。そこには、(回避されてはいたが)ドイツの大学への人事介入を思わせる記述さえあった。人事介入はなくとも教育内容の大きな改変を伴う要求であるから、それをドイツ側に伝達するには極めて慎重な配慮が求められたであろう。この文書が機密扱いとなったのは、そのことがあると思われる。しかし、それ以外にも問題はあ

第2に、中央からの統制が望ましい文化交流の活性化とは逆方向に作用する可能性である。例えば、住友の資金協力による京都帝国大学とライプツィヒ大学との間での交換留学制度について、この報告書は「人選ヲ單ニ京都大學ニ限定スルコトナク」と簡単に言い切っているが、こうした特定大学どうしによる交流協定までも国家の「文化工作」のもとに接収しようとする姿勢は、果たして学問の自由や発展との関係でいかなるものであったろうか。この頃が「統制」の時代へと入りつつあることを念頭に置きつつも、学問と政治との関係がとかく問われる現在の日本にあって、この点について疑問を抱くことは決して無意味ではないと思われる。

いずれにせよ、本稿は荒木文書内の「全獨日本人文化事業關係者會議ニ關スル報告書」に関する資料報告に止まる。この報告書が北山宛や有田宛の手紙とともになぜ荒木文書内に含まれていたのか、そしてこの文書がナチス政

権との文化交流に熱心だった荒木の動向をいかなる関係をもつのか。この会議に出席した登場人物についても未調査である。これらについては今後の課題とさせて頂きたい。本稿を通じて日本の「対獨文化工作」の実態解明への関心が高まることを祈念し、筆を擱くこととする。

参考文献

- 牧野邦昭 [2014] 「荒木光太郎の研究と活動」、牧野邦昭・小堀聡・山川幸恵『荒木光太郎文書解説目録』名古屋大学大学院経済学研究科附属国際経済政策センター情報資料室、5-21
- 荒木光太郎文書 710 [1936-1940] 「[日独関係資料一括]」、名古屋大学大学院経済学研究科附属国際経済政策センター情報資料室所蔵